

2007年4月までのシステム対応の可能性

平成16年11月 8日
日本郵政公社

1 2007年4月までの対応の検討

日本郵政公社としては、これまでご説明した前提の下では、システム対応に少なくとも3年間必要と考えるが、会議メンバーの要請により、その前提を一部変更し、2007年4月における対応可能性について検討した。

今回の検討の前提条件は以下のとおり

- ・2007年4月に暫定的にシステムを可能な範囲で稼働させる。
- ・本格対応は2007年4月以降とする。プロジェクトの分割損によるコスト増は考慮しない。
- ・法律・政省令・省庁ガイドライン等、システム設計に必要な前提条件のうち、公社外部で決定される事項は、2005年6月末までに、全ての内容が固まるものと仮定する。
- ・新会社の経営方針、新ビジネスモデルのシステム面への反映は、経営陣決定後の作業になる。

2 2007年4月までの対応の検討の視点

2007年4月に暫定的に稼働、その後本格対応するとした場合、2007年4月までの対応に関しては以下のような、多角的な検討の視点が必要

a.法令・制度等の遵守性

- ・法令や当局の規則等を遵守することが可能か

b.経営支援の充分性

- ・競争に勝ち抜いていくための経営に貢献する機能は充分か

c.本格対応の機能実現の時期

- ・暫定対応と本格対応の線表を並列化することは困難(直列的な線表となる)であるため、マンパワー面の制約もあり、本格対応の稼働時期が後ろ倒しになると想定される

d.暫定対応によるIT投資の有効性

- ・暫定対応分から本格対応に向けた改修は、新規開発と比較して分割損や生産性^{*1}の観点から無駄が多くなると想定される

(*1)改修の場合、修正対象ステップ当たりの生産性が新規開発より低くなる。

3 2007年4月に対応可能な事項

(1) 対応の可否

対応に長期間が必要と見込まれる以下の4システムにつき、検討

窓口ネットワーク会社システム

ゆうちょ総合情報システム

郵便事業会社システム

財務会計システム



2007年4月に対応できないものとして、以下のようなものが存在

- ・新会社の経営方針、ビジネスモデルのシステムへの反映
- ・新会社(特に窓口会社)に対する経営支援機能の提供
- ・4会社の会計面・資金管理面での完全分離
- ・事業会社・窓口会社間の受委託事務の件数・金額等の突合

3 2007年4月に対応可能な事項

(2) 主要システムにおける2007年4月までの対応可否

2007年4月の段階では、民間金融機関向け規制等の遵守も一部不可能
独立した会社として「経営可能」と言えるレベルには程遠い

窓口会社システム	ゆうちょ総合情報システム	郵便情報システム	財務会計システム
<p>【計理処理対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各郵便局における日次での事業単位の区分計理(日計表作成) 各郵便局における資金管理 	<p>【納税事務対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 印紙税一括納付及び申告納付 <p>【新旧分離対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計数の把握及び、承継法人へのデータ提供 <p>【預金保険機構加入対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 預金保険料の算出 <p>【その他(適用法令対応等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 非課税限度額の民間共通枠対応 <p>【勘定科目の整理、現金出納の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計理日、取扱局単位での仕訳データ作成及び計表反映(窓口ネットワーク会社用の暫定処理を含む) 	<p>【納税対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 印紙税法の適用対象となるため、領収書を発行する新郵便窓口機器を印紙貼付対応とする <p>【郵便会社内の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売管理、収入計算等 経営データの把握 	<p>【納税対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 税務対応(納付時期までに開発) <p>【予算管理業務(暫定)】</p> <p>【購買管理業務(暫定)】</p> <p>【債権管理業務(暫定)】</p> <p>【債権管理業務(暫定)】</p> <p>【決算処理対応(暫定)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間決算、年次決算 主要帳票作成
<p>【販売収入・手数料対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 取扱実績等の突合 	<p>【手数料対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 取扱件数等集計、手数料算出 手数料の突合 	<p>【販売収入・手数料対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 郵便販売収入の突合 手数料の突合 	<p>【会社間取引対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社間債権債務管理
<p>【業務管理対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受託事務の取引実績の把握 取引内容/件数/金額に応じた手数料計算 	<p>【納税事務対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 印紙税現物納付の計数把握 <p>【預金保険機構加入対応】(検討中)</p> <ul style="list-style-type: none"> 預金保険機構への提供データの作成、不足項目追加 	<p>【販売管理・収入計算対応】</p> <p>窓口ネットワーク会社での</p> <ul style="list-style-type: none"> 切手類の販売・在庫管理 郵便販売収入の集計・管理 授受郵便物の集計・管理 	<p>【決算処理対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 四半期決算 月次決算 業法対応(銀行業法、保険業法)
<p>【経営支援対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 能動的な経営支援(要員配置計画支援、サービス時間戦略支援等) 郵便局単位の収益管理 顧客情報の管理 	<p>【資金決済の変更対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各社間との資金決済スキーム、計数突合機能の構築 <p>【計数分離対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 窓口ネットワーク会社との計数分離 	<p>【経営情報対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 窓口ネットワーク会社での経営データの把握 	<p>【連結会計対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 連結決算対応 グループ資金管理対応

網掛け部分が
2007年
4月
対応可能

(注) 斜字体
部分は民営化
に伴う対応事
項

法令
レベル
経営可能
レベル

4 2007年4月段階では先送りとなる対応

(1) 窓口ネットワーク会社システムにおける受託業務管理機能

必要なシステム対応	受託業務管理(窓口会社本社向け) <ul style="list-style-type: none">・各郵便局からの情報収集・全局の販売、受付等の実績情報の管理・全局の販売、受付等の実績情報の分析・各手数料設定をもとに、売上シミュレーションの実施
-----------	---

【システムが間に合わないことによる問題点】

経営支援面

- ・窓口ネットワーク会社の経営に必要な基本経営情報すら独自に入手不可能
(暫定対応として各事業会社から提供される取扱件数等のデータを使用して実績情報を管理)
経営者によるマネジメントに著しい制約

法律・制度面

- ・窓口会社として契約管理が行えない
窓口会社は現行の「金融機関代理店」向け規制を遵守できない可能性が極めて高い
- ・正確な販売実績把握、受託手数料算定、原価計算等ができない
手数料の正当性が証明できず、税法上疑問とされる可能性

【問題回避の可能性】

については、金融機関代理店向け規制や税制面で何らかの対応が必要となるか？

4 2007年4月段階では先送りとなる対応

(2) 窓口ネットワーク会社システムにおける業務店舗管理機能

必要なシステム対応 業務店舗管理(窓口会社の各郵便局向け)

- ・各郵便局における受託業務取扱件数等の登録
- ・各郵便局における受託業務取扱件数等の管理
- ・売上や件数の実績について、種別ごとに管理、分析(郵便局用)
- ・売上日報の出力



【システムが間に合わないことによる問題点】

経営支援面

- ・郵便局レベルでの受託業務の取扱件数合計及びその収入額合計の把握ができない
郵便局管理者によるマネジメントに著しい制約

4 2007年4月段階では先送りとなる対応

(3) ゆうちょ総合情報システムにおける「預金保険機構加入」対応

必要なシステム対応

預金保険機構への提供データの作成

・経営破綻時に必要な6ファイル

名寄せ用顧客ファイル、顧客ファイル、預金ファイル、
総合・当座貸越担保預金ファイル、債務ファイル、
債務担保預金ファイル

・平時から準備が必要な1ファイル

特定決済債務ファイル

提供データに不足する項目を原簿等へ追加

・名寄せ用カナ氏名、支店コード、顧客番号等

【システムが間に合わないことによる問題点】

法律・制度面

・預金保険法で義務付けられている「名寄せのための預金者データ等の整備」に対応できない。

【問題回避の可能性】

データ整備に経過期間を設けるなど、何らかの対応が必要となるか？

4 2007年4月段階では先送りとなる対応

(4) ゆうちょ総合情報システムにおける「分社化における資金決済」対応

必要なシステム対応 窓口ネットワーク会社・郵便会社・郵便保険会社との資金決済スキームの構築

【システムが間に合わないことによる問題点】

経営支援面

- ・各会社間の資金決済データ算出の基礎となる数値を手作業で集計するため、迅速かつ正確な資金の決済及び経営判断ができない。（既存のシステム計数から取得）
- ・会社間で資金決済額に疑義が生じた時に調査する手段がない。

法律・制度面

- ・各社間との資金決済の遅延により、決算が遅れる可能性がある。
- ・正確な決済が出来ないため、会計監査人から財務諸表の監査に対して適正意見を取得できない可能性がある。
- ・決済データの算出結果が正確でない場合、リスク遮断面で問題がある。
- ・正確な決済が出来ないため、金融庁からリスク管理面での指摘を受ける可能性がある。

【問題回避の可能性】

については、財務諸表の提出期限及び金融機関(代理店含む)向け規制面で何らかの対応が必要となるか？

4 2007年4月段階では先送りとなる対応

(5) ゆうちょ総合情報システムにおける「分社化に伴う計数分離」対応

必要なシステム対応 窓口ネットワーク会社と直営店の経営データの分離

【システムが間に合わないことによる問題点】

経営支援面

- ・全店舗別計数からの手作業による窓口ネットワーク会社と直営店別の集計・管理となり、迅速かつ正確な経営判断ができない。(既存システム計数からの取得)

法律・制度面

- ・経営データの的確性の問題についてリスク管理面から金融庁指摘事項となる可能性がある。

【問題回避の可能性】

手作業事務の効率化による対応

4 2007年4月段階では先送りとなる対応

(6) ゆうちょ総合情報システムにおける「手数料(手数料の算出)」対応

必要なシステム対応 取扱件数及び取扱金額の集計・累積
手数料の算出及び受入・支払

【システムが間に合わないことによる問題点】

経営支援面

- ・各会社間の手数料算出の基礎となる数値を手作業で集計するため、迅速かつ正確な手数料の決済及び経営判断ができない。(既存のシステム計数から取得)
- ・会社間で手数料決済額に疑義が生じた時に調査する手段がない。

法律・制度面

- ・各社間との手数料決済の遅延により、決算が遅れる可能性がある。
- ・実績データに基づく手数料の正確な算出が出来ないため、会計監査人から財務諸表の監査に対して適正意見を取得できない可能性がある。
- ・手数料の算出結果が正確でない場合、リスク遮断面で問題がある。
- ・手数料の正確な決済が出来ないため、金融庁からリスク管理面での指摘を受ける可能性がある。

【問題回避の可能性】

については、財務諸表の提出期限及び金融機関(代理店含む)向け規制に関する何らかの対応が必要となるか？

4 2007年4月段階では先送りとなる対応

(7) 窓口ネットワーク会社システムと各事業会社の業務システムとの連携・突合

必要なシステム対応	窓口ネットワーク会社システムと各事業会社の業務システムとの連携 ・契約情報等の業務情報の突合 ・二重入力の防止 ・取扱実績確認
-----------	--

【システムが間に合わないことによる問題点】

経営支援面

- ・契約情報等の業務情報についての会社間で突合できない
正確なデータに基づいた経営ができない

法律・制度面

- ・取扱実績等についての会社間で突合できない
データの精度が低下し、各会社間の手数料算定や決算の際、正当性が担保できない
可能性がある

【問題回避の可能性】

については、税制面や財務諸表の提出期限に関する何らかの対応が必要となるか？

4 2007年4月段階では先送りとなる対応

(8) 財務会計システムにおける各会社の会計システム・資金管理システムの分離

必要なシステム対応 各会社ごとの財務会計システムの構築

【システムが間に合わないことによる問題点】

経営支援面

- ・勘定系・業務系システム間とのデータ連携ができない
会社間取引にかかる収支管理が困難
決算の早期化に支障がある
財務状態をリアルタイムで把握することが困難
- ・効率的な資金管理ができない
グループ会社内の資金管理が困難

法律・制度面

- ・銀行業法、保険業法等に対応したシステム構築が困難
- ・システムが暫定対応のため、財務諸表作成に多大な労力を要する
確定申告までに納付税額の確定ができない恐れがある
- ・貯金、保険会社の財務データが窓口NW会社及び郵便会社から参照できるリスク

IT投資の有効性

- ・暫定対応のためのシステムが必要となり、二重投資となる

【問題回避の可能性】

- ・ については、金融機関(代理店含む)向け規制及び財務諸表の提出期限に関する何らかの対応が必要となるか?
- ・ 財務、会計部隊の手作業要員の増員措置

5 2007年4月段階では暫定的な対応となるもの

(1) 窓口ネットワーク会社の現金管理

必要なシステム対応 現金管理機能を持つ「窓口ネットワーク会社システム」の構築

- ・窓口ネットワーク会社において郵便局に配備する現金の流通管理の実施
- ・郵便局における事業会社毎の現金残高の把握及び管理

暫定措置
方式に改修

- ・現行の公社資金管理システムを会社毎の管理方式へ改修
- ・貯金事業にて現在実施の現金決済、現金出納の仕組みを会社毎の管理方式に改修



【暫定措置となることによる問題点】

IT投資の有効性

- ・現行システムの改修は、二重投資となる

法律・制度面

- ・窓口ネットワーク会社の現金管理(郵便会社、保険会社からの受託事務に係るものを含む)を貯金会社のシステムで行う
- 会社間の現金管理データの情報分離・遮断が行えない

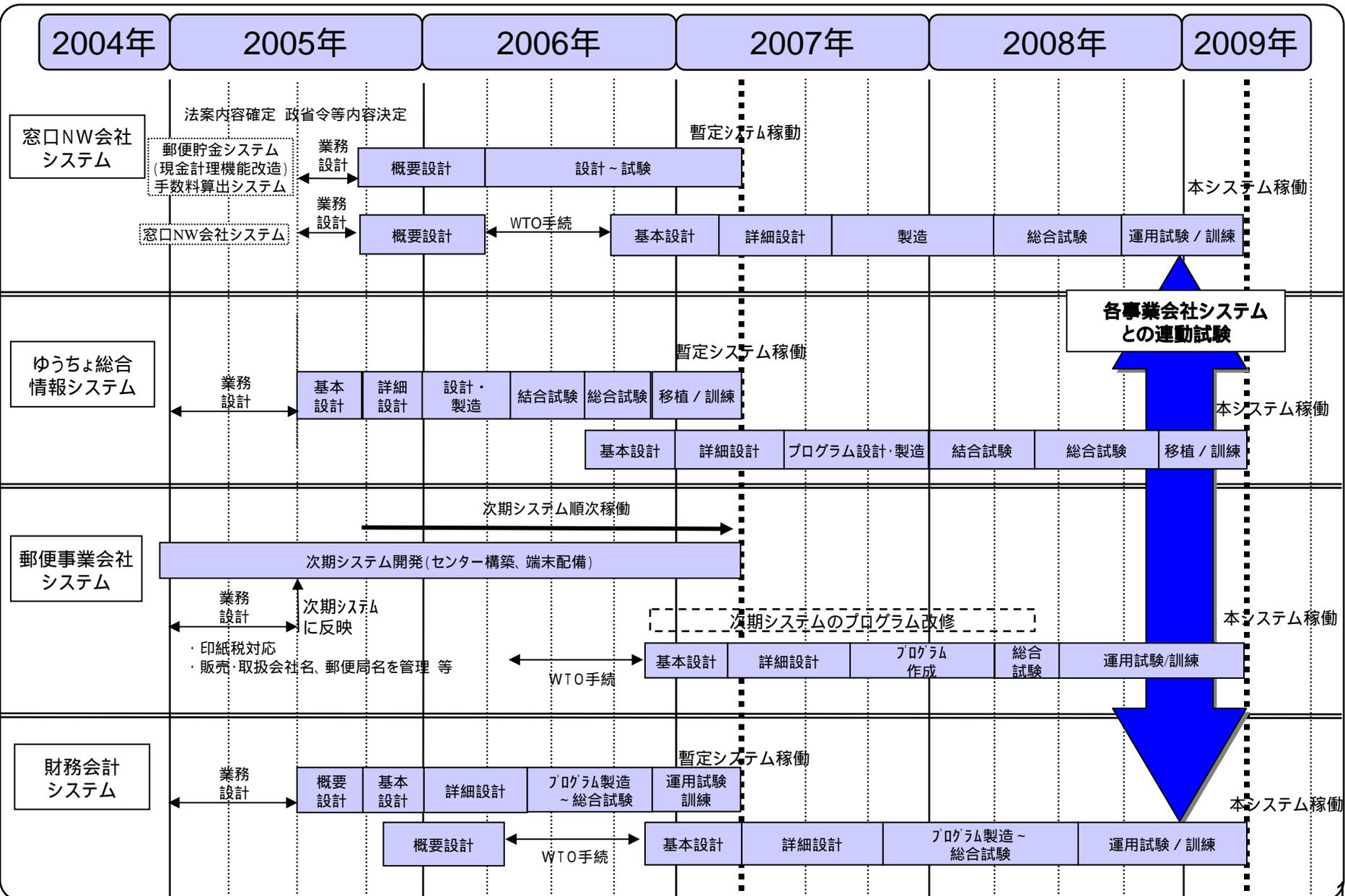
システムリスク面

- ・本件暫定措置は「ゆうちょ総合情報システム」の勘定系を改修して実現改修・移行等で失敗すれば、お客さまに大きな影響が出るおそれ

【問題回避の可能性】

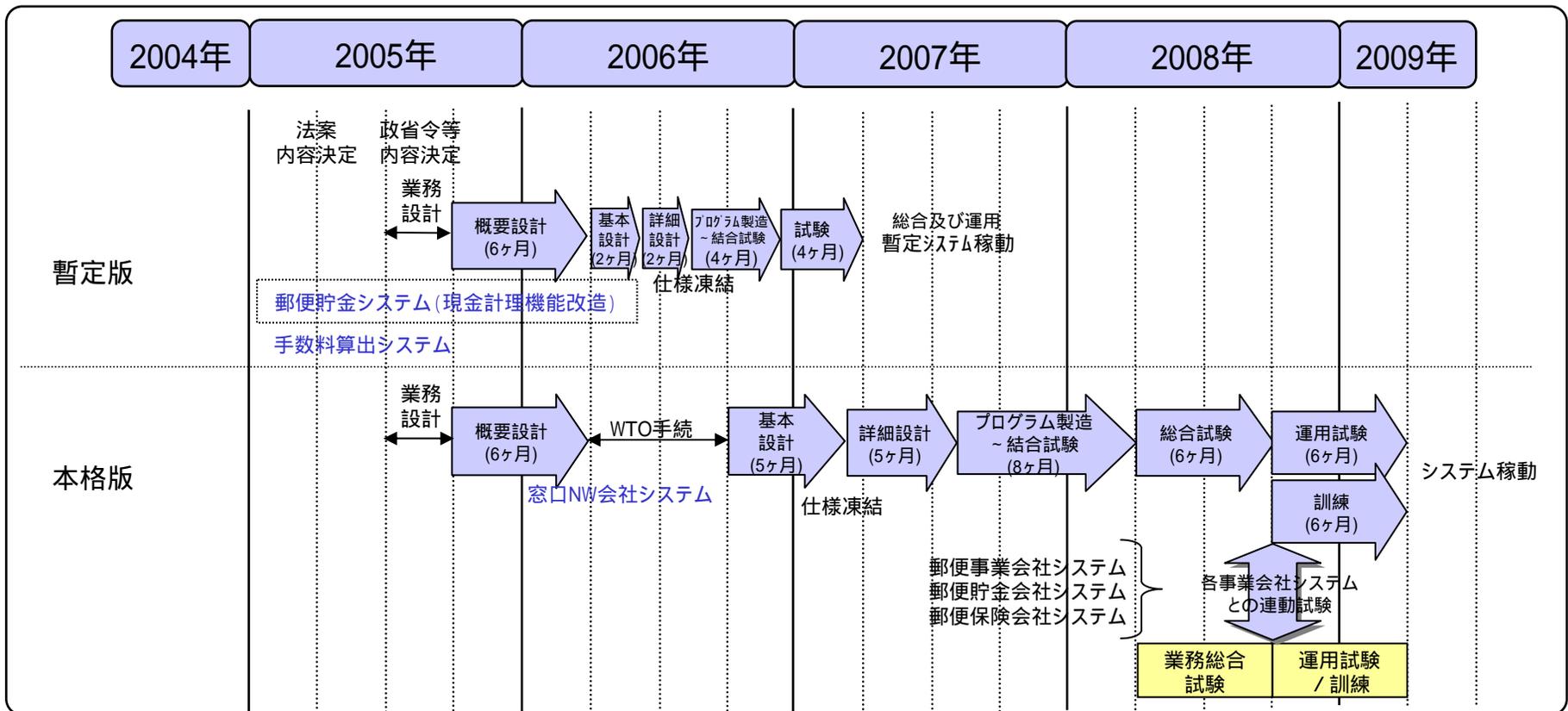
については、金融機関(代理店含む)向け規制面で何らかの対応が必要となるか?

6 2007年4月に暫定的にシステム対応する場合のスケジュール (想定)



7 2007年4月に暫定的にシステム対応する場合の工数(想定)

(1) 窓口ネットワーク会社システム



開発工程別工数

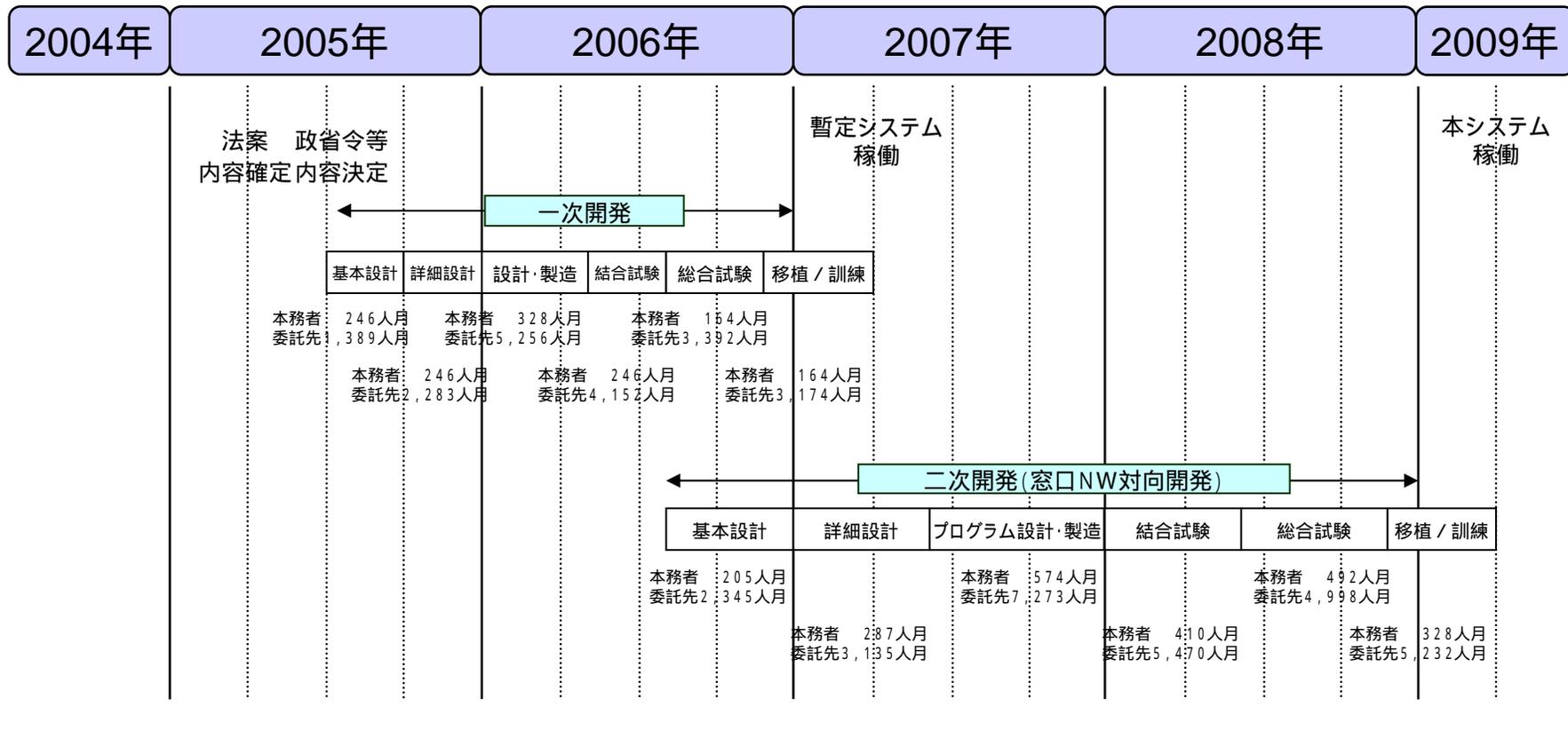
単位: 人月

区 別		概要設計	基本設計	詳細設計	プログラム製造～ 結合試験	総合試験	運用試験	計
暫定	本務者	36	12	12	24	18	6	108
	委託先	110	120	160	370	160	80	1,000
本格	本務者	72	60	60	48	36	36	312
	委託先	840	1,180	1,580	3,420	720	360	8,100

注) 郵便貯金システム改修分の工数は、「ゆうちょ総合情報システム」改修の工数(次頁)に含まれる 15

7 2007年4月に暫定的にシステム対応する場合の工数(想定)

(2) ゆうちょ総合情報システム



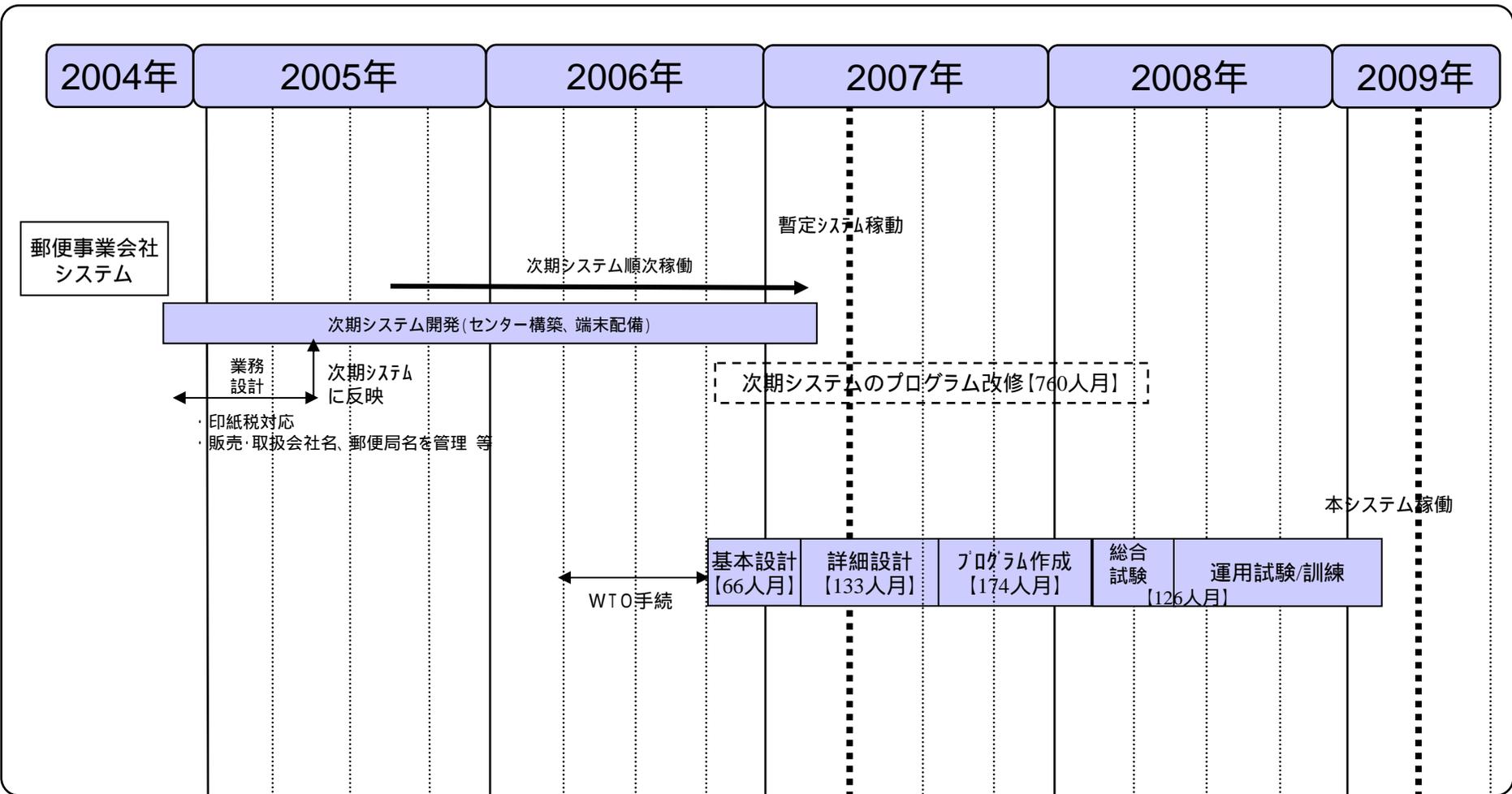
総工数: 51,789人月

(内訳): 本務者 3,690人月

委託先 48,099人月

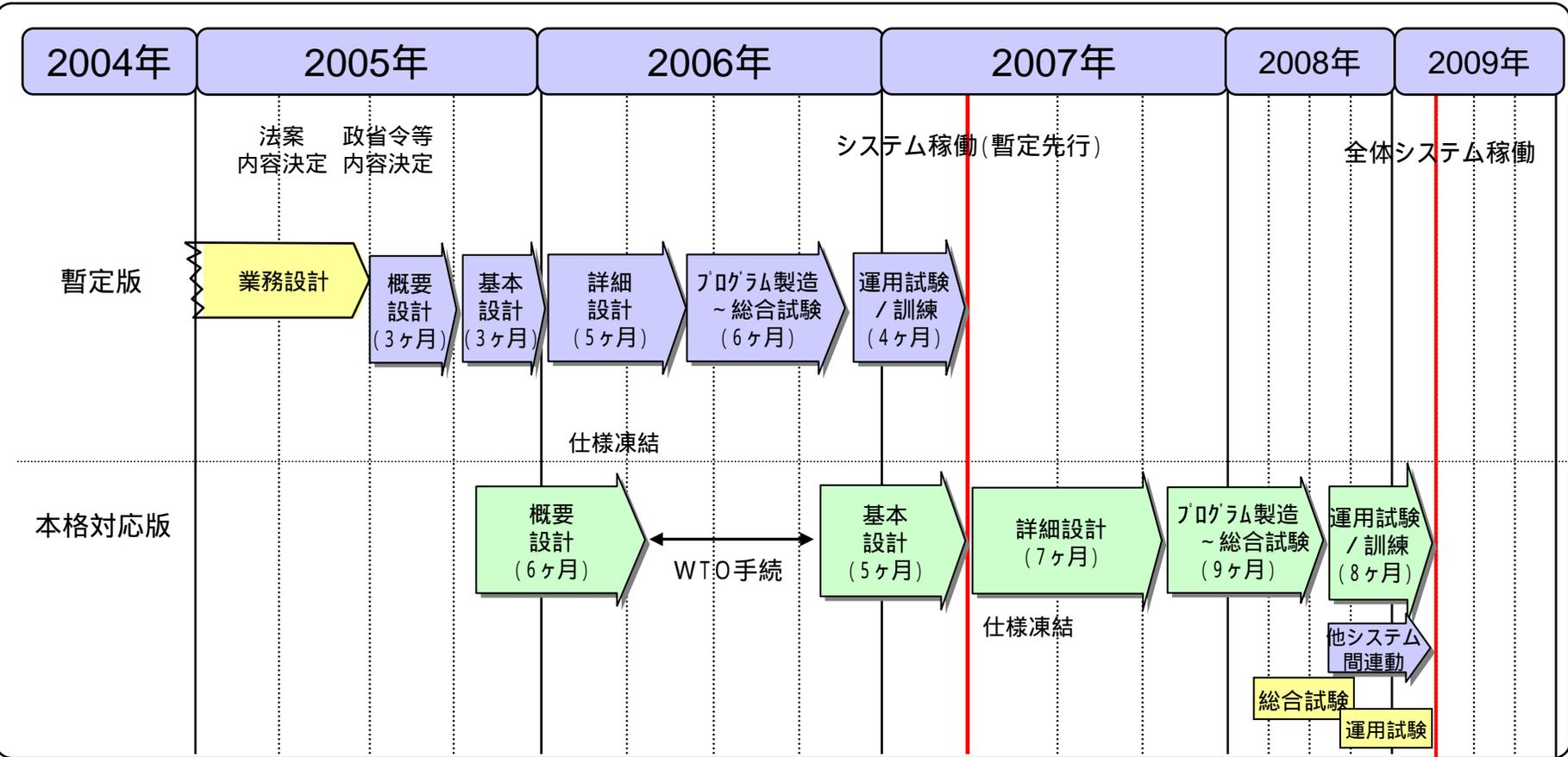
7 2007年4月に暫定的にシステム対応する場合の工数(想定)

(3) 郵便事業会社システム



7 2007年4月に暫定的にシステム対応する場合の工数(想定)

(4) 財務会計システム



開発工程別工数

単位:人月

区 別		概要設計	基本設計	詳細設計	プログラム製造 ～総合試験	運用試験	計
暫定	本 務 者	3 6	7 8	1 3 0	1 5 6	1 0 4	5 0 4
	委 託 先	1 4 0	3 7 0	6 4 9	8 8 1	2 7 8	2 , 3 1 6
本格	本 務 者	1 2 0	1 6 0	2 2 4	2 8 8	2 5 6	1 , 0 4 8
	委 託 先	7 4 4	2 , 1 0 8	3 , 2 2 4	4 , 7 1 2	1 , 6 1 2	1 2 , 4 0 0

8 留意事項

制度変更に関する決定内容及び決定時期や、プロジェクトの範囲の決定時期が、システム構築にあたって、大きなファクター

- ・制度要件の確定遅延 : システム開発作業の着手が遅延
- ・業務要件の確定遅延 : 開発スケジュールの遅延、試験・訓練不足
業務要件の途中吸収による手戻り発生、コスト増大
- ・プロジェクト範囲の確定遅延 : スケジュールの作成・確定が困難



2005年6月末までにシステム対応に影響する法律・政省令・ガイドライン等の内容が固まらない場合、または7月以降に変更になった場合は、2007年4月の暫定対応ができない可能性

事業会社・窓口会社間の手数料に消費税が課税される場合は、納税データ作成のシステム対応が不可能。データの正確性は担保されない。

システムベンダーにとっては、構築期間が非常に短く、また、仕様変更のリスクが高いため、受託するリスクは極めて高いものと思料。